

# 宮城県教育・福祉複合施設整備事業

## 基本協定書（案）

（平成20年12月10日修正）

この基本協定書（案）は、民間事業者が民間収益事業を行う場合を規定するものではありません。民間事業者が民間収益事業を提案した場合には、落札者の決定後に、入札説明書等で提示した条件と落札者の提案内容に基づいて、必要に応じて修正を行う予定です。

平成20年 月 日

宮 城 県

## 宮城県教育・福祉複合施設整備事業 基本協定書（案）

宮城県教育・福祉複合施設整備事業（以下「本事業」という。）に関し、宮城県（以下「甲」という。）と、〔構成員名称〕、〔構成員名称〕及び〔構成員名称〕をその構成員とし、〔代表企業名称〕をその代表者とする〔グループ名称〕（以下「乙」といい、乙の構成員を「構成員」、また、乙の代表者を「代表企業」という。）との間で、以下のとおり、本事業に関する基本協定（以下「本基本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本基本協定は、本事業に関し乙が総合評価一般競争入札により落札者として決定されたことを確認し、本事業の実施及びこれに付随し関連する事項を定める契約（以下「本件特定事業契約」という。）を、乙の設立する本事業の遂行者（以下「事業予定者」という。）と甲とが締結することに向けての、甲及び乙の義務を定めると共に、その他本事業の円滑な実施に必要な事項を定めるものとする。

### （当事者の義務）

第2条 甲及び乙は、事業予定者と甲とが締結する本件特定事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとする。

2 本件特定事業契約締結のための協議においては、甲及び乙は、本事業の事業者選定のための検討委員会の要望事項を尊重し、また、乙は甲の要望事項を尊重するものとする。

3 乙は、本事業に関する入札の手続において乙から提出された提案書中の資金調達計画等に従い、事業予定者に出資し、事業予定者への出資者を募り、又は事業予定者による借入れその他の資金調達を実現させるために最大限の努力をするものとする。

### （事業予定者の設立）

第3条 乙は、遅くとも本件特定事業契約の締結日までに、次の各号の条件に従い、事業予定者を設立し、その商業登記の全部事項証明書及び認証済み原始定款の原本証明付き写しを甲に提出するものとする。

（1） 事業予定者は会社法（平成17年法律第86号）上の株式会社とする。

（2） 事業予定者の資本金は 円以上とする。

（3） 事業予定者の本店所在地は、宮城県内とする。

（4） 事業予定者の定款には、会社法第107条第1項第1号に基づく株式の譲渡制限の定め並びに同法第326条第2項及び同法第327条第3項による会計監査人及び監査役の設置に関する定めを置かなければならない。

2 構成員のうち本件特定事業契約に従い事業予定者が整備等をすべき宮城県教育・福祉複合施設（以下「本施設」という。）の建設を担当する者及び本施設の維持管理を担当

する者〔各業務を複数の者で担当する場合には少なくとも統括企業である者〕は、本件特定事業契約に定める契約期間（以下「契約期間」という。）の間中、必ず事業予定者の株式を保有しなければならない。また、契約期間中は、代表企業の議決権株式の保有割合が事業予定者の議決権株式の株主中最大としなければならない。構成員のうち本施設の設計、建設、工事監理及び維持管理のいずれも担当しない者の議決権株式の保有割合が50%を超えないものとする。構成員以外の者が乙の株主となることは認めない。

- 3 乙は、事業予定者をして、設立時取締役（代表取締役を置くときは、これを含む。）を、設立時監査役及び設立時会計監査人を選任せしめ、これを甲に報告させるものとする。かかる選任の後に取締役、監査役又は会計監査人が改選された場合についても、同様とする。

#### （株式の譲渡）

第4条 構成員は、事業期間が終了するまでの間、甲の書面による事前の承諾を得た場合を除くほか、保有する事業予定者の株式の譲渡、担保権の設定又はその他の一切の処分を行わないものとする。

- 2 構成員は、前項の甲の書面による事前の承諾を得て株式を譲渡する場合、かかる譲渡の際の譲受人をして、当該譲渡と同時に、別紙1に記載の様式及び内容の誓約書を甲宛てに提出させるものとする。

#### （業務の委託、請負）

第5条 事業予定者による本事業の実施に関しては、本施設の設計に係る業務を〔構成員名称〕に、本施設の建設工事の工事監理にかかる業務を〔構成員名称〕に、本施設の建設工事等に係る業務を〔構成員名称〕に、本施設の維持管理に係る業務を〔構成員名称〕に、それぞれ委託し又は請け負わせるものとする。

- 2 乙は、本件特定事業契約の仮契約が甲と事業予定者との間で締結された後、速やかに、前項に定める設計、建設、工事監理及び維持管理に係る各業務を委託し又は請け負わせる者と事業予定者との間で、各業務に関する業務委託契約又は請負契約（若しくはこれに代わる覚書等）を締結させるものとし、速やかに、当該契約書の写し等各業務を委託し又は請け負わせた事実を証する書面を、甲に提出しなくてはならない。
- 3 第1項に基づき事業予定者から各業務を受託し又は請け負った者は、当該受託し又は請け負った業務を誠実に実施しなければならない。

#### （本件特定事業契約）

第6条 甲及び乙は、本基本協定締結後、平成21年6月中旬までに、事業予定者と甲との間で、本件特定事業契約にかかる仮契約を締結させるものとする。

- 2 甲及び乙は、前項の仮契約締結後も、本事業の実施のために互いに協力しなくてはならない。

- 3 構成員のうち事業予定者の株主である者は、甲と事業予定者との間の本件特定事業契約の仮契約の締結と同時に、別紙 2 記載の様式及び内容の出資者保証書を作成して甲に提出するものとする。
- 4 乙は、事業予定者が新株を発行する場合は、当該新株の引受けを行う構成員をして、当該引受けの直後に別紙 1 記載の様式及び内容の誓約書を甲に提出させるものとする。

(準備行為)

- 第 7 条 乙は、本件特定事業契約の本契約締結前にも、自己の費用と責任において本事業の実施に関し必要な準備行為を行うことができ、甲は、必要かつ可能な範囲で、乙に協力するものとする。
- 2 前項の甲の協力の結果は、本件特定事業契約の本契約締結後においては、事業予定者が速やかにこれを引き継ぐものとする。

(本件特定事業契約の不締結)

- 第 8 条 第 6 条の規定にもかかわらず、本件特定事業契約の本契約が締結される前に構成員のいずれかに本件特定事業契約の締結に関して次の各号のいずれかの事由が生じたときは、甲は本件特定事業契約の仮契約又は本契約を締結しない。
- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 49 条第 1 項の排除措置命令を受け、かつ、同条第 6 項に規定する期間内に同項の規定による審判の請求をしなかったとき。
  - (2) 独占禁止法第 50 条第 1 項の納付命令を受け、かつ、同条第 4 項に規定する期間内に同項の規定による審判の請求をしなかったとき。
  - (3) 独占禁止法第 52 条第 4 項の規定により審判請求を取り下げたとき。
  - (4) 独占禁止法第 66 条第 1 項から第 3 項までに規定する審決(同条第 3 項の規定により原処分全部を取り消すものを除く。)を受け、かつ、当該審決の取消しの訴えを同法第 77 条第 1 項に規定する期間内に提起しなかったとき。
  - (5) 独占禁止法第 77 条第 1 項の規定により審決の取消しの訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
  - (6) 構成員又はその役員若しくは使用人その他の従業者について、刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 3 又は第 198 条の刑が確定したとき。
- 2 構成員は本事業に係る落札者選定に関し、構成員のいずれかが前項各号のいずれかに該当したときは、本件特定事業契約の契約締結又は不締結若しくは解除又は継続にかかわらず、本件特定事業契約の契約金額となるべき金額のうち設計費、建設工事費及び工事監理費の合計額(消費税及び地方消費税を含む。)の 10 分の 1 に相当する金額の違約金を連帯して甲に支払わなければならない。
  - 3 前項の規定は、甲に生じた損害額が前項に規定する損害額を超える場合は、甲がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

4 乙が第2項の違約金又は前項の賠償金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.7%の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(本件特定事業契約不調の場合の処理)

第9条 事業予定者と甲との間で本件特定事業契約の本契約の締結に至らなかった場合、甲及び乙が本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、甲及び乙は、相互に債権債務関係の生じないことを確認するものとする。

(秘密保持)

第10条 甲及び乙は、本基本協定に関する事項につき知り得た情報につき、相手方の事前の書面による承諾を得ることなく第三者に開示しないこと、及び本基本協定の履行の目的以外には使用しないことを確認する。ただし、本基本協定締結前に既に自ら保有していた場合、公知であった場合、本基本協定に関して知った後自らの責めによらないで公知になった場合、本基本協定に関して知った後正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなしに取得した場合、裁判所により開示が命じられた場合、乙が本事業に関する資金調達を図るために合理的に必要なものとして開示する場合、甲が議会に開示する場合、甲又は乙がそれぞれの弁護士等のアドバイザーに守秘義務を課して開示する場合、甲が宮城県情報公開条例(平成11年条例第10号)に基づき開示する場合、及びその他甲又は乙が法令に基づき開示する場合はこの限りではない。

(準拠法及び裁判管轄)

第11条 本基本協定は日本国の法令及び甲の定める条例に従って解釈されるものとし、本基本協定に関する一切の紛争に関する裁判の第一審の専属管轄裁判所は仙台地方裁判所とする。

(協議)

第12条 本基本協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は本基本協定の解釈に関して疑義が生じた場合は、必要に応じて甲及び乙が協議の上これを定めるものとする。

以上を証するため、本基本協定書を2通作成し、甲及び構成員がそれぞれ記名押印の上、甲及び代表企業が各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 宮城県  
所在地  
宮城県知事〔県知事名〕

乙〔グループ名称〕  
（代表者企業）  
所在地  
代表者氏名

（構成員）  
所在地  
代表者氏名

（構成員）  
所在地  
代表者氏名

別紙 1 : 誓約書様式

平成 年 月 日

宮城県知事  
〔県知事名〕殿

### 誓約書

当社は、本日現在、〔事業予定者名称〕の株式 株を、保有しています。当社は、保有する〔事業予定者名称〕の株式の譲渡、担保権の設定、その他の方法による処分を行う場合には、宮城県から事前に書面による承諾を受けるものとします。かかる承諾を得て、当社が株式を譲渡する場合には、譲受人から本誓約書と同内容の誓約書を徴求して、これを宮城県に提出するものとし、また、担保権の設定等の処分を行う場合には、担保権設定契約書等当該処分に係る契約書の写しを、その契約締結後速やかに宮城県に提出いたします。

所在地  
社 名  
代表者

平成 年 月 日

宮城県知事  
〔県知事名〕殿

### 出資者保証書

宮城県（以下「甲」という。）及び〔事業予定者名称〕（以下「事業者」という。）との間で平成 年 月 日付けで締結された宮城県教育・福祉複合施設整備事業（以下「本事業」という。）にかかる特定事業契約（以下「本契約」という。）の仮契約に関して、〔グループ名称〕の構成員である〔構成員名称〕社、〔構成員名称〕社、及び〔構成員名称〕社（以下「当社ら」と総称する。）は、本事業に関し平成 年 月 日付で甲と当社らが締結した基本協定書（以下「基本協定書」という。）に基づき、本日付をもって、下記の事項を甲に対して誓約し、表明・保証したうえ、この保証書を提出いたします。なお、特に明示のない限り、この出資者保証書において用いられる語句は、本契約において定義された意味を有するものとします。

### 記

- 1 事業者が、平成 年 月 日に会社法（平成 17 年法律第 86 号）上の株式会社として適法に設立され、かつ、本日現在有効に存在すること。
- 2 事業者の本日現在における発行済株式総数は 株であり、その保有の内訳は、 株は〔構成員名称〕社、 株は〔構成員名称〕社、 株は〔構成員名称〕社であること。
- 3 事業者の本日現在における株主構成は前項記載のとおりであって、株主は本事業において建設を担当する者及び維持管理を担当する者を含み、かつ〔代表企業名称〕の議決権の保有割合が、総株主中の最大であり、本契約の終了までの間、かかる状態を維持すること。
- 4 事業者が本事業を遂行するために必要な資金調達を行うことを目的として、金融機関に対し当社らが保有する事業者の株式の全部又は一部に担保権を設定する場合、事前にその旨を甲に対して書面で通知し、甲の書面による事前の承諾を得た上で行うこと。また、かかる場合、担保権設定契約書の写しを、当該契約締結後速やかに甲に対して提出すること。
- 5 前項に規定する場合を除き、当社らは、本契約の終了までの間、事業者の株式を保有するものとし、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。また、事業者



の株主に対して当社らが保有する事業者の株式の全部又は一部を譲渡する場合においても、甲の書面による事前の承諾を得て行うこと。

- 6 当社らが、甲の書面による事前の承諾を得て事業者の株式を譲渡する場合、当社らは、かかる譲渡の際の譲受人をして、当該譲渡と同時に、基本協定書に添付の別紙1の様式及び内容と同様の誓約書を甲へ提出させること。

所在地  
社名  
代表者

所在地  
社名  
代表者

所在地  
社名  
代表者

所在地  
社名  
代表者